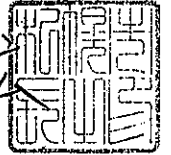


札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月5日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第28号

札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(札幌市区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市区の設置等に関する条例(昭和46年条例第25号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1項の表札幌市中央区役所の項中「札幌市中央区南3条西11丁目」を「札幌市中央区大通西2丁目」に改める。
- (2) 第4条第2項の表札幌市北区役所篠路出張所の項中「東茨戸2条3丁目まで」を「東茨戸2条3丁目まで 東茨戸3条1丁目 東茨戸3条2丁目 東茨戸4条1丁目」に改める。

(札幌市福祉に関する事務所設置条例の一部改正)

第2条 札幌市福祉に関する事務所設置条例(昭和46年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表札幌市中央区保健福祉部の項中「札幌市中央区南3条西11丁目」を「札幌市中央区大通西2丁目」に改める。

(札幌市保健所及び保健センター設置条例の一部改正)

第3条 札幌市保健所及び保健センター設置条例(平成9年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表札幌市中央保健センターの項中「札幌市中央区南3条西11丁目」を「札幌市中央区大通西2丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第1条中札幌市区の設置等に関する条例第4条第2項の表札幌市北区役所篠路出張所の項の改正規定は、公布の日から施行する。